

○ 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(廃止の届出等)</p> <p>第四十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う暗号資産交換業者は、同項の規定による掲示の内容を当該暗号資産交換業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「略」</p>	<p>(廃止の届出等)</p> <p>第四十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「同上」</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	